

消費者安全法改正に伴う消費者センター設置管理条例の改正について

平成 28 年 2 月 10 日

1 条例改正の趣旨

平成 26 年 6 月に成立した「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」による「消費者安全法」の一部改正に伴い、消費者センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等により得られた情報の安全管理に関する事項を、内閣府令に規定された基準を参酌して、条例で定めることとされた。

このため、千葉県消費者センターについて規定している「千葉県消費者センター設置管理条例（平成 2 年条例 2 号）」を改正する。

2 消費者安全法の改正について

(1) 改正の経緯

平成 21 年に消費者庁の設立に合わせて制定された消費者安全法は、消費者センターを法定の組織として位置付けるとともに、消費者事故情報を消費者庁へ一元的に集約する等、消費者被害の防止等を図るための措置を規定している。

最近の高齢者の消費者被害の深刻化を踏まえ、より質の高い消費生活相談が受けられる体制を全国的に確保する等、消費者行政の体制強化を図るため、改正されることとなった。（平成 26 年 6 月 13 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行）

(2) 改正概要

①消費生活相談体制の強化

- ・消費者センターの組織等に関する事項を、消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌して条例で定めること 等
〈条例で定めることとされた事項〉
 - ア 消費生活センターの組織及び運営に関する事項
 - イ 消費生活相談等により得られた情報の安全管理に関する事項
 - ウ その他内閣府令で定める事項

②消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上

③地域の見守りネットワークの構築

④消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備

3 条例改正の考え方

内閣府令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた事項は、質の高い消費生活相談体制を確保するために必要となるものであることから、参酌基準の内容に沿って条文を作成し、条例に規定する。

<p style="text-align: center;">参 酌 基 準 (消費者安全法施行規則第8条)</p>	<p style="text-align: center;">消費者センター設置管理条例の改正案</p>
<p>一 都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>イ 消費生活センターの名称及び住所</p> <p>ロ 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談(以下「消費生活相談」という。)の事務を行う日及び時間</p>	<p>【参考 現行条例の規定】</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 県は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資するため、<u>千葉県消費者センター</u> (以下「センター」という。)を<u>船橋市高瀬町六十六番地十八</u>に設置する。</p>
<p>二 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。</p>	<p>(センターの長及び職員)</p> <p>第四条 センターには、センターの業務を掌理するセンターの長及びセンターの業務を行うために必要な職員を置くものとする。</p>
<p>三 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験(以下単に「試験」という。)に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号。以下「景表法等改正等法」という。)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くこと。</p>	<p>(試験に合格した消費生活相談員の配置)</p> <p>第五条 センターには、消費者安全法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。</p>
<p>四 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。</p>	<p>(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)</p> <p>第六条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>五 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p>	<p>(職員に対する研修)</p> <p>第七条 知事は、センターの業務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。</p>
<p>六 消費生活センターは、法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</p>	<p>(情報の安全管理)</p> <p>第八条 知事は、センターの業務の実施により得られた情報(以下「情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正消費者安全法 (H26. 6. 13 公布・H28. 4. 1 施行) (抜粋)

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 四 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(消費生活センターの組織及び運営等)

第十条の二 都道府県及び前条第二項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七条第二項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
 - 二 第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(消費生活相談員の要件等)

第十条の三 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- 2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、消費生活相談（第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあっせんをいう。以下同じ。）に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

改正消費者安全法施行規則 (H27. 3. 27 公布・H28. 4. 1 施行) (抜粋)

(消費生活センターの組織及び運営等の基準)

第八条 法第十条の二第二項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。
 - イ 消費生活センターの名称及び住所
 - ロ 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間
- 二 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- 三 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号。以下「景表法等改正等法」という。）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。
- 四 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- 五 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 六 消費生活センターは、法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

千葉県消費者センター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県消費者センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資するため、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）を船橋市高瀬町六十六番地十八に設置する。

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理
- 二 消費生活に関する商品の試験及び検査
- 三 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示
- 四 消費生活に関する情報の収集及び提供
- 五 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

千葉県消費者センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県消費者センター設置管理条例（平成二年千葉県条例第二号）第四条の規定により、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 センターの長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日
- 2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、センターの全部又は一部を開館することができる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。